

発行所：八王子商工会議所
〒192-0062
東京都八王子市大横町11-1
☎042-623-6311
FAX042-626-8138
http://www.hachioji.or.jp
info@hachioji.or.jp

電子請求書の普及を目指す①

みんな電子請求

(株)インフォマート

今月号から3号連続で、電子請求書に関するコラムを掲載します。

現在「企業間取引の電子化」を認める法律の制定や緩和が進んでおり、電子化に取り組む企業は着実に増えてきています。

今後、いかに電子化に取り組んでいくかが、企業における経費・時間削減の分かれ道になってくるのではないのでしょうか。

まずは、本コラムを通じて、電子請求書を身近なものに感じていただき、自社で取り組むきっかけになれば幸いです。

第1回目は、電子請求書の概要についてふれていきます。

■電子帳簿保存法

請求書電子化に関連する法律「電子帳簿保存法」は、1998年に制定されました。

企業は、基本的に法人税法や所得税法において、帳簿や書類などの国税関係書類を7年間保存する義務がありますが、今まで紙で行っていた請求業務を電子で行い、電子データ化・電子保存化が可能となりました。

■電子化の普及状況

請求書電子化の普及状況をみると、まだまだ紙による請求書のやりとりが主流です。法整備が進んでも普及が進まないのには、

■普及妨げの理由

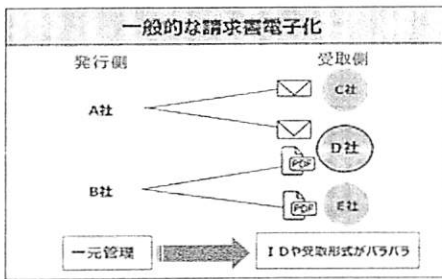
①電子化には時間とコストがかかる
大手企業では電子化のために現状の請求業務に合わせた自社システムを開発しています。しかし、中小企業で

明確な妨げの理由が存在しています。

「発行側」の発行の電子化により、今まで印刷・郵送にかかっていたコストや時間を削減することができ、電子化による効果が見えやすいからです。

しかし電子請求書の受取側は、各々の形式で電子発行をされると、管理が大変になるとしてしまいます。(左上図の受取側D社を参照)

以上のことから、電子請求書発行ができるのは、大手企業に限られてくるのです。そこでインフォマートは、このような課題を解決するための仕組み「BtoBプラットフォーム請求書」を提供しています。



■BtoBプラットフォーム

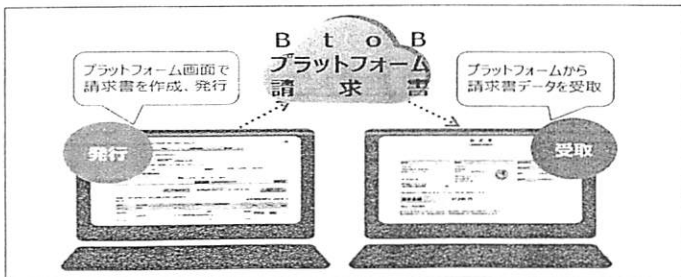
企業がIDをひとつ取得し、プラットフォームへログイン(インターネット環境があれば誰でもアクセス可能)するだけで、取引先との請求書の発行や受取を容易に行うことができ

は、そこまでのコストをかけた請求業務の改革には至っていません。②発行側のひとりよがり
昨今、一部企業において、請求書「発行」業務の電子化に取り組んでいます。発行の電子化により、今まで印刷・郵送にかかっていたコストや時間を削減することができ、電子化による効果が見えやすいからです。

しかし電子請求書の受取側は、各々の形式で電子発行をされると、管理が大変になるとしてしまいます。(左上図の受取側D社を参照)

以上のことから、電子請求書発行ができるのは、大手企業に限られてくるのです。そこでインフォマートは、このような課題を解決するための仕組み「BtoBプラットフォーム請求書」を提供しています。

「この仕組みで具体的に何ができるのか？」についてふれます。



インフォマート 請求書

ホームページから無料ID取得&資料請求をお受けしています！お気軽に検索ください。

【問合せ先】
株インフォマート請求書事業部
03-1577611
146

既に約4万6千社がこのプラットフォームで請求書のやりとりを行っています。一定の限度内であれば、無料で請求書のやりとりを行うことができます。第2回コラムでは、